

社会資本整備審議会  
都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会  
第四回 公園緑地小委員会

日 時 平成18年12月11日

13:30～15:30

場 所 国土交通省6階618会議室

議 事 録

○公園緑地課長 大変長らくお待たせをいたしました。本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから社会資本整備審議会、都市計画・歴史的風土分科会、都市計画部会、第4回公園緑地小委員会を開催させていただきます。私、司会を務めさせていただきます公園緑地課長でございます。どうぞよろしく願いいたします。

なおA委員、C委員、E委員、H臨時委員におかれましては、本日はご都合によりご欠席でございます。それから、細谷専門委員におかれましては、若干遅れてご参加されるということでございます。私どもの都市・地域整備局長も、大変申し訳ございませんが、少し遅れて参るということでございます。

本日、ご出席いただきました委員は、現時点で13名中8名でございます。議事運営第5に定めます定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に配付資料でございます。お手元に一覧表とともに資料1から5、参考資料1から3まで、合わせて8種類の資料、それから資料5「今後のスケジュール(案)」の後ろに資料番号を振ってございませんけれども、「公園緑地小委員会の今後の進め方(案)」をお配りしております。ご確認をいただきまして、過不足がもしございましたら、お申し出をいただきたく存じます。

参考資料2につきましては、未定稿のため、委員のみにお配りしておりますが、前回の議事録でございます。内容等に修正があれば、事務局までご連絡をお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に移らせていただきたいと思いますので、これからの進行は委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長 本日はお忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。また、途中からお越しになる委員の方々もおりますし、また少し途中早退ということも聞いておりますので、その際にはその前にご意見をちょうだいするような形で議事進行したいと思っております。

早速でございますが、お手元にごございます議事次第に従いまして、本日は2つございまして、せっかくいろいろな専門分野から委員にお入りいただいておりますので、少しまとまった時間をとって、委員発表をするという議事進行を続けておりまして、本日はG臨時委員からご発表と、それから地方公共団体の首長の立場からお入りいただいておりますK専門委員さんからご発表と、2人のご発表をいただく予定になっております。それから2番目につきましては、引き続き前回に続きまして、次期の社会資本整備重点計画に向けた検討とい

うことをごさいます、本日はその素案が出されているようですので、引き続きまた各委員の意見交換をして、これは本日決定ではなくて、また次回に向けてさらにということになっていますので、そういうことでお含みおきいただければと思っております。

では、早速でございますが、G臨時委員から、ご発表をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○G臨時委員 Gでございます。私はデザインをなりわいにしておりまして、実際に設計の仕事をするわけなんですね。実は、20年ぐらいこういう仕事をやっているのですけれども、都市公園の設計というのは、振り返ってみますと、片手ぐらいしかないのですね。3つか4つぐらいかなと。いろいろ理由はあるのですけれども、それについてはあえて申しませんが、その中で幾つか今やってきた仕事がございますので、それについてちょっとご紹介をしますが、かなり具体的なお話でございます。

もう1点、2つ目は、今、東京都心の国会議事堂の西側あたりで、2件ほどちょっとした設計の仕事をしておりまして、そのときに、都心の自然環境というものについて、非常に考えなくてはならないケースがあったものですから、それについて、20分ばかり時間をいただいて、お話をさせていただきたいと思ひます。

まず最初に、「街にひらかれた公園」というテーマ、都市公園が町に開かれているのは、ある意味、当たり前なんですけど、その開き方というのが、いろいろなレベルがあります。この川口の並木元町公園というのは、面積にしますと、約1.1ヘクタール、近隣公園でも非常に小さいスケールの公園でございます、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、川口リボンシティという名前の12ヘクタールばかりの再開発、その中の一つの仕事でございます。

これは昭和22年（1947年）に米軍が撮りました川口駅の周辺の航空写真でございます、上が北ですけれども、ちょうどこのあたりが駅になります。ここに、大正12年からサッポロビールがビール工場を持っていて、平成15年まで製造をやっていた場所がございます。ご存じのように、今、交通体系がかなり変わってきておりますので、線路沿いに、鉄道沿いに工場を持つ必要がなくなってきています。

一方、このときの状態を見ていただくとわかるように、周りにはまだ農地がかなり広がっているのですけれども、これが1997年の航空写真でございます。同じ位置がここでございます。かなり低層高密度な市街地が拡大してくる中で、ここに工場を持っていることのメリットといいますか、そういったものがだんだん薄れてきて、周辺との取り合いという問題が出てきて、結果としてこれを売却して、新たな用途に転換するという業務事業

が起こったわけです。

通常、こういった事業が起こりますと、大体、UR都市機構が土地をがっさりそのまま買い取って、それに何がしかの必要な基盤整備をして、土地を売るというスタイルを普通はとります。それに対してこのときは、UR都市機構はコーディネーターに徹すると。所有者であるサッポロビールから個別の事業者に土地を売却するというシステムをとったわけなんです。

そんな中で、先ほど申しましたように、約12ヘクタールの敷地がある。その中で、住居系の用途、これはマンションですけれども、それから商業系の用途、これはショッピングセンターでございます。それと、公園で、1.1ヘクタールの公園と小さい公園が3つ、それから間にS字に入っています街路が、いわゆる基盤として設定されました。

ただ、川口駅から歩いて約5分から7分で到達する距離で、この地図で申しますとこちら側に京浜東北線が走っておりまして、鉄道に接したところという立地条件から、実は公園のあり方というのが、かなり重要性を持っている。要するに単に緑の空間ということではなくて、実はこちら側がメインの道路になっておりまして、それに対してこれだけのメインの道路に対して顔をこれだけしか持たないエリア、そこにあえて公園を持ってきているという、そういった一種の景観形成上の戦略が、川口であったと思います。

実際には、上位の委員会は慶応大学の日端（康雄）先生が、委員長をされていて、キシ先生とかそういった方がおられて、私はそれが終わった後、ここの公園と基盤の部分をマスターデザイナーという形でどうするかという。

先ほど申しましたように、事業者が、直接、サッポロビールから土地を売られていると、あるいは売る形になっているということで、具体的に申しますと、リクルートコスモスのマンション、東武鉄道、イトーヨーカドー、それから川口市が公園の土地を買い取ると。サッポロビールがちょっと土地を持つ。都市機構が賃貸住宅を若干やるという仕組みになっておりました。

こういった中で、商業系をつなぐこの位置にくるとか、それから住居系への駅からの動線の一つの通り道になると。さまざまな意味で非常に難しいといえますか、当然この位置にこれだけの公園を確保するということにつきましては、それぞれの事業者がそれなりの思惑を持って、それぞれの事業を行うところに対して、どう公園がプラスに作用するかというところが、重要だったわけですね。

これはCGで立ち上げているものですが、ご覧いただきますように、かなりボリ

ュームの大きなマンションで、約800戸ございます。それから、UR都市機構が賃貸住宅、スポーツクラブをサッポロビールが経営する。背後にイトーヨーカドーが大きなショッピングセンター、これはショッピングセンターだけではなくて、シネマコンプレックスと一緒に入っております。これでいいますと、こちら側の一番左側の斜めに上がっているここを京浜東北線が走るというふうなロケーションになっておりました。

これが全体図でございます。ちょっと方向が逆で、混乱するかもしれませんが、下に京浜東北線が走るといった中で、この部分のデザイン。それからこの街路ですね。ここに小さい公園が3つありますけれども、街区公園スケールのもものが3つ。これをトータルに町にとって、こういった公共のオープンスペースなり街路なりがどう貢献するかという点から、全体を調整していくという仕事と、それから具体的に公園のデザインを提案するという仕事をしたわけです。

これが、基本設計が終わった段階で、つくった模型でございますけれども、この模型で申しますと、こちら側がショッピングセンターで、こちら側にマンションが入ってくると、川口の駅はこの右の上になります。

例えばこの街路樹でございますけれども、こういったところの街路樹も、公園側で1列、道路側で1列、それも同じ樹種でちゃんと用意してくださいと。それから道路の屈曲部は、街路樹の間隔を狭めて、街路が美しくカーブしていく町並みの形成ということも全部考える。それから、ちょうどこちら側には3列の並木がございますけれども、ちょっと前後しますが、地区の名前が並木元町といって、並木という名前が入っており、この名前はこの後も住居表示で使うということになっていましたので、街路樹、並木が汚くてもどうしようもないだろうということで、3列の並木を提案いたしました。こちらのヨーカドーは、道路のほうから見えないからやめてくれというようなことを言う。ただ、やはりそうはいつでも、町全体のイメージ。そういったときに、例えばこちらの住宅事業者の人たちが、それに対して、それなりの意見を言う。ですから、ちょっと利害がいろいろ複雑に入り込むような状態のときに、結局、おそらく公園の担当者だけでは、それをうまく整理しきれないということがあって、そういったことを最初からコーディネーターであるUR都市機構はかなり懸念をしていた。そういった意味で、私がアポイントされて、ここの調整をやると。このときは、実はこの街路だけの模型をつくりまして、ヨーカドーの本社に乗り込んで、いろいろ折衝をするということも、させていただきました。

これは、そのときつくったコンピューターグラフィクスなんですけれども、簡単なもの

なんです、後ろに見えていますグレーの立面がショッピングセンターのファサードになるわけです。全然見えないじゃないかと。商業というのは、かなりヴィジビリティがあるということが非常に大事だということなんですけれども、一方で、この森を抜けますと、向こうに非常に広い、これで申しますと今の部分はここなんです、ここに広いスペースがありまして、ここに石敷きの広場がありますが、こういったところは、例えば商業施設のイベントとして使うということも、一応管理規約上できるというふうな仕組みをこちらで提案しまして、いろいろな条件のやり取りといたしますか、バーターを整理して、全体をデザインしていくという形になったわけです。

今年の4月に開園をいたしました。

これはショッピングセンターの上から撮った写真なんですけれども、ここに見えていますのが、サッポロビールが、ここで大正12年から長々と事業をやってきたということの、一つの地域への恩返しということで、アートギャラリーを、建物を建てて、川口市に寄附するということでした。そこは市民のアート、いわゆる川口市のアーティストやそういった人たちが自由に使えるような空間として、整備しようと。私どもは普通、建築の設計をやらないんですけれども、このときは建物の基本設計までやらせていただきました。

これは今年の夏でございます。植え出しから植栽工事が終わって、まだ半年強の段階ですけれども、しっかりした植栽基盤をつくっておりますので、おそらく二、三年で、かなりの樹林になるのではないかと。一方で、いわゆる見通しということも考えて、下のほうにはあえて植栽をしないと。そのかわり、地盤面のところに、できるだけ不透水層をなくそうということで、土の舗装を入れております。

下の右の写真は逆側から見たものですけれども、やはり公園というと芝生はどうしても必要になるだろうと。ただ管理上の問題が必ず発生するというので、あるところに区切って芝生をつくったということでございます。

これが、ちょうど右手が公園、左側が商業施設になります。一つのコンセプトは、どこからでも入れる公園、どこにでも抜けていける公園と。周辺は当然のことながら住宅地が張りついておりますので、そういった自由度の高さがどうしても必要で、やはり広場的な公園として、全体をしつらえるというふうな考え方です。そうしますと、例えば手前が歩行者専用道路で、向こう側が公園で、その敷地境界はここにあるんですけれども、こういったところの舗装の入れ方ですとか、それからこれはアートギャラリーの前のアウトドアのカフェのスペースですけれども、こういったものも、素材の切りかえなどで境界をイメ

ージしていき、なるべく自由な人の行き来を妨げないようなデザインも考えました。

お子さんたちをどういうふうに遊ばせるかということ、水が非常に大事な効果的な要素です。このようにもつくっております。だれでも水に入れるようにということで、下の右側の写真にございますように、基本的にバリアフリーにしてフラットな面、周辺に外側に非常に細い側溝をとりまして、さらにその外側に透水性の舗装を入れるということで、水が外に出て行かないような仕組みをつくっております。

それから、ご存じだと思いますけれども、川口は鋳物の産業がかなり有名でございます。かなり工場数は減っておりますけれども、やはり営業されている方がいらっしゃる。そういった地場の産業みたいなものも、うまく公園の製品に取り込めないかということで、これはクロックタワーですけれども、基本的にカタログに載っているようなディテールは使わないということを、最初から方針として持ちまして、鋳物を結構大量に使っております。

ここも、実はこのタワーは鋳物でつくっているんですけども、時計というとアナログで見えるというのでもいいんですけども、このときは発光ダイオードを使いまして、横から見ると数字が出て、縦にこういうふうなラインが出るんですけども、こっちで分を示して、こっちで時間を示すという。ぱっと見たらわからないんですね。確かに、おっしゃるように、見てすぐに何のことかよくわからない。ただ、近隣公園というのは、かなりいろいろな人が繰り返し使うところですので、一度それを認識すると、多分、認識の仕方というのがずっと続いていくだろうということで、こういったデザイン性の高いものを、少し入れよう。

同じように、例えばベンチであるとか、水飲みであるとか、それからツリーキーパーであるとかといったものについても、オリジナルのデザインを全部採用しています。よく、一品生産のオリジナルのものをつくると、高くつくということが言われるんですけども、これは私の経験からいうと、真理ではないだろうと。例えば左下のツリーキーパーとベンチですが、あれはみんな鋳物です。スツールはアルミ鋳物で、ツリーキーパーは、葉っぱの形をしているんですけども、ディテールを見ますと、葉の葉脈なんかもちろん入れてあるんですが、これは地元の鋳物屋さん、型をつくると高くなるんですけども、でき上がった後、自分のところのカタログに載せてもいいと、つまり我々が意匠権を放棄する形で、コストを下げるといった形をとったりしていました。

これは夜間のものがございますけれども、なるべく高い位置から均一に照らすというこ

とをせずに、低い位置で光を入れていく。これは実は視線、アイレベルでの空間の視線の抜け方というのをすごく意識してしまっていて、これは防犯性にも当然つながってくることで、それから光はなるべく低いところに入れる。それから向こうに見えていますのが、アートギャラリーなんですけれども、これもかなり夜遅くまで活動していて、非常に低いところに光が入ってくる。

おもしろいことなんですけれども、この公園ができて、それまではちょうど大きな工場が間に挟まっていたので、その北側のコミュニティと南側のコミュニティというのは、お互いに意識したことがなかったと。町開きのときに、地元の町会連合会の方がおっしゃっていたんですけれども、公園ができることによって、全くお互いの存在を意識しなかったコミュニティが、それぞれのことを意識し始める。これはある意味でいうと、競争になる可能性もあるんですけれども、そういった可能性を非常に高く言っておられました。それもやはりどこからでも入れる、どこにでも抜けていけるという公園のつくり方というものも、かなり貢献するのではないかと考えています。

ちなみにこの公園は1.1ヘクタールあるんですけれども、約1,000トンの薄い貯留槽を地下に持っています。その貯留槽も含めて、当初言われていた平米の整備水準が、平米当たり5万円だったんですが、実設計が終わった段階で、それを4万円に削られまして、工事の入札をやってみますと、結局後で割り戻してみると、3万8,000円ぐらい。水準としてはおそらくそんなに高い水準ではないと私は思うんですけれども、もう既に幾つか賞をいただいています、そういった意味では、いい仕事ができただけではないかと思いません。

ただやはりデザインということが、これはおそらく、もちろん私ではない人間がやれば、また別なやり方があったと思うんですけれども、先ほど申しました、公園というのは、当然、外側に開かれていて、いろいろな人がいろいろなことを言うと、それを私は1つ1つ丁寧に説明をしながらお互いの調整をするという仕事を、いやがってはいけないのではないかと。この仕事は実は公園の設計の業務の中になかなか入ってきづらい部分があるんですね。こういったものを入れたような事業の仕組みというのを、これから先、私は非常に大事になるのではないかと。

3カ所小さい公園があるうちの、1カ所だけをご紹介します。

ご覧のように、鉄道が走っているところですね。実は上に高架の道路が走っています。ここがちょうどこれでいいですと、ここの部分なんですけれども、大規模小売店舗の搬入

の入り口になっている。場所としては非常にどうしようもない場所。

こういったところに、「緑豊かな」なんていう話をしても、多分だめだろうということで、このときはスケートボードの公園を提案いたしました。そうすると、川口の市長さんにかなり乗っていただきまして、調べてみますと、日本スケートボード協会というのがあるということで、専門の人に来ていただいて、我々のつくった設計案ですとか、デザインを見ていただいて、かなりいろいろ微調整をした。つくらせていただいたと。

今、日曜日になりますと、こういった形で、当然、鉄道がすぐそばを通っていますから、数分に1回、大きい音をたてて、電車ががらがん走る。上は道路がありますから、車ががらがん走る。そういったところで、そういった環境にも負けない、そういった環境だからこそ、こういった用途があるのではないかと。午前8時から午後10時まで使えることになっていました。後は鍵がかけられると。日曜日になりますと、DJの人が来ていまして、ラップミュージックを流して、後で1人1人聞いてみますと、いろいろな情報を得て、結構、関東一円から集まってくるんですね。かなり活発に使われるような状態になっていて、おかげで、川口の駅前の広場でスケボーをやるヤツが少なくなったというふうなことは聞いております。

もう1点は、全然スケールの違う話でございまして、先ほど申しましたように、私はちょっと都心当たりで、2件ほど少し大きい仕事をしておりまして、そのときに、いや応なく東京の都心の緑と自然環境というものを、考えざるを得ないような状況になったわけです。

これはご存じだと思いますけれども、こちらが神宮の内苑、代々木公園、新宿御苑、外苑、赤坂の御用地、それからこのあたりに国会周辺のいろいろなものがあります。皇居があつて、日比谷公園があり、ここが青山です。ここからここまで約8キロほどあるんですけれども、ご承知のように、東京セントラルパークという構想が既にあつて、それぞれ既に緑の量としては、かなりのストックがあるんですが、かなりよく見ていくと、つながっていることは、当然、よくわかりいただけだと思います。

たまたま、ちょっと、私は仕事をしていまして、国会議事堂の西側にあります議員会館のところと、日枝神社の横にキャピトル東急ホテルがございまして、この2件を同時進行で仕事をやっております、このことをどうしても示さないと、なかなか話が前に進んでいかないと。

これは、国土地理院が出しています5メートルのメッシュの数値情報を、3次元のモデ

リングをして、ちょっとレリーフ状にコンピューターで加工したものです。色の濃いところが台地、薄くなっているところが谷が入り込んでいるという関係に、色でなっております。

こうやって見ていただきますと、先ほどの、神宮、代々木公園、それから新宿御苑、ここは外苑、赤坂の御用地は、やはり一部に谷が入り込んでいますけれども、それから議事堂、司法、行政、立法と、三権の丘というふうな呼び方をされておられる方もいらっしゃるようなんですが、それがあり、皇居がある。やはり台地の少し高くなったところをねらって、そのような緑地が立地しています。ということは、その間に必ず、谷が入っていて、水系が入り込んでいるはずだと。実はその部分を、どういうふうこれから先、保全していくって、あるいは足りないところはつけ足していくのかということによって、今のつながりというのが非常に有効に作用することになる。これはおそらくI専門委員のご専門のところだと思いますけれども、こういった考え方が都心でもう少し出てこないものだろうか。

余談ですけども、甲州街道がこれですね。それでこれが半蔵門になるんですけども、甲州街道が見事に水につからないといえますか、大水がでてもつからないような丘陵地をねらって、道路が入っていると。かなり江戸時代に戦略的にそういった考え方で、レイアウトがされたのだらうと思います。

そんな中で、例えばこの国会議事堂周辺というのは、どうあったらいいのかということですが、植生としては非常に多様なんです。この黄色くなっているところというのは、照葉樹、関東のいわゆる潜在自然植生といわれているもの、宮脇先生の理論を借りれば、そういったものがおそらく今もありますし、これから先も残っていくだろうと。一方で、かつての海辺だったこのあたりは、当然のことながら、松があると。それから一部、やはり武蔵野の台地ですので、雑木林のようなものも入ってきていると。そういった3種類ぐらいある植生が、モザイク模様をつくっているのが、実は都心の緑であろうと思います。

そのうちの1つですが、これが弁慶堀のところ、それからこれは国会議事堂の前庭のところですね。ここは比較的非常にいろいろなものが入っています。それから国会議事堂のすぐ西側に、ちょうどいつも閣議をやられる後ろによく見えていますけれども、ごつい楠のボズケなんかがあります。あと日枝神社の照葉樹ですが、お手元の資料にはそれが写真で入っていると思います。

いずれにしても、そういった自然の仕組みに対して、私はやはり谷の部分の緑のつくり方ですとか、それはおそらく公園ということではなくて、再開発をされるときの公開空地かもしれないし、あるいは立体的に人工地盤のようなものでつくられるものになるかもしれない。そういったつながりのようなものを意識したような緑の構成の仕方というのが、やはり出てくるべきではないのだろうか。やはり生物多様性のことなども、よく言われておりますけれども、都心の生き物のあり方とか、水系のあり方とか、緑のあり方ということ考えたときに、非常に広いバースアイといいますか、鳥瞰図的な視野を持ちながら、個別の場所で細かいデザインを考えていくというふうな、それをサポートするような制度でありますとか仕組みが、これから必要になってくるんだらうと。これは東京だけに限らず、大阪でも、大都市であったらみんな共通しているところだと思います。あまり面積だけではなくて、拠点的にですと、非常に小さい面積でも効率の高いような、全体のつながりをつくっていく点からいうと。どうしても平面で見てしまいがちなんですけれども、そうではないようなやり方というのが必要なのではないかと考えています。

簡単ではございますが、私からの話題提供は、以上でございます。

○委員長　　どうもありがとうございました。

ただいまのG臨時委員のご発表につきまして、皆様からご意見、ご質問、意見交換をさせていただきたいと思っております。どなたからでも結構ですが、よろしくお願ひします。

○L専門委員　　簡単な質問です。

川口の例で、市役所が公園の用地取得に大分お金を出しているのかどうか。要するに、開発に伴う提供公園みたいなものは、どの程度あるのかということ。それから都心の例で、緑をつないでいくときに、空間を生み出さなければいけませんけれども、それは再開発のタワー・アンド・オープンスペースみたいな手法で、ずっとつないでいくということを考えているのかどうか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

○G臨時委員　　お答えしやすい後のほうからで、基本的には、最近、私はランドスケープ・リテラシーという言葉を使っています。例えば、高層のビルを建てる時、その公開空地と建物の建つ位置の関係というのを、これまではおそらく、もちろん基準法の問題とかがあるのですが、地区計画を使えば、かなりそのあたりはいろいろ自由度が高くなってくる可能性があるということですので、やはりそういった場所でないと、今は土地を生み出せないような状態になってきていると思います。それと、道路の緑地というのを、少し豊かにとるような方法はないのだろうかということ、ちょっと考えたりはいたしますけれども

も、ただ、つながりも、例えば衆議院と参議院の議長の官舎の周りにぺたっと一皮ついてありますけれども、あれもかなり効果としては高いのではないかと考えていまして、ああいったつくり方みたいなものがあったら、いいのではないかと感じたりします。

それから、川口の件でございますけれども、公園の事業自体は、事業者はUR都市機構でございます、そこが基盤整備を行って、それを川口市が受け取るという形になっているというふうに、私は理解しています。基本的にはそういう形になっています。底地は川口市が買い取り、上の整備を機構がやるというシステムになっています。提供公園というものは、基本的には、今のところではないです。もちろん大規模なマンションが入っておりますので、その敷地の中では、とられているということでございます。

○L 専門委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに。どうぞ。

○I 専門委員 川口で、お使いになりました樹種といいますか、植生はどんなものですか。

○G 臨時委員 ご存じだと思いますけれども、川口は安行というかつての植木産地を抱えております。そういったところで、まず、地元の植木屋さんたちと話をしまして、やはり武蔵野でしょうということになっていますので、街路樹の街路沿いのところは、実はベニカエデという外来の品種でございますけれども、それ以外のところは、武蔵野の雑木林を構成している樹種で全部まとめてあります。イヌシデとかコナラ、クヌギ、山桜、リョウブといったものが入っています。

○I 専門委員 なるほど。ああいうものを考えるときに、大人の視点からですと、ああいうものかなと思うんですが、子どもたちの視点というのは入らないんですか。

○G 臨時委員 というのは、例えば水遊びをすとか、そういうことですか。

○I 専門委員 ええ、そうそう。

○G 臨時委員 ですから、1ヘクタールという敷地範囲の中で、子どもの遊びという点からいうと、例えば遊具を入れておりますし、先ほどの水遊びのスペースはつくっていると。それからアートギャラリーがついていますので、さまざまな学校を絡めたアートアクティビティといいますか、そういったものが公園の中で展開されるという視点は持っておりますが、ただ、いわゆる自然系の話は、あそこのスケールでは成立しないというふうに、私は考えました。位置としては孤立しています。あれが例えば、同じ川口でも芝川についていると、全然違う考え方が出ているというふうに、私は思っています。

○I 専門委員 なるほど。あそこには実はタヌキが生活していたんですよね。あれはどこに行っちゃったかなと思って。

○G臨時委員 あの工場の中に。

○I 専門委員 そう。

○G臨時委員 その話をちらりと聞きましたが、ものすごい人の利用密度になるんですよね。当然前にショッピングセンターを背負っておりますので、そこでそれが両立するかどうかということというのは、非常に難しいだろうと思っています。

○委員長 ありがとうございます。

では、どうぞ、お願いします。

○D委員 大変、勉強になりました。ありがとうございます。

あの広場の今後の管理のことで、もしご存じであれば、市役所、機構、商業事業者、利用する住民団体であるかもしれない。これらの人が連携をとって、共同管理のようなシステムをつくり上げるようなことがあるのかなど、想像しながら、ちょっとお尋ねしておるんです。

○G臨時委員 西谷先生のおっしゃるとおりで、実は我々で管理協定の文言まで書かせていただきまして、これを川口市と都市機構が、マンション事業者、イトーヨーカドー、川口市本体、サッポロビール、それぞれに、例えば街路樹にしてもそうですし、公園の中の植物にしても、基本的にはこういうやり方をするんだという。あれは分譲マンションでございますが、実はそれをマンションの重要事項説明に入れてくれないかということまで申し上げましたが、それはちょっと拒否をされましたけれども、基本的にはマンションそれぞれの管理組合、3棟の3つ管理組合ができておりますけれども、そこは今のところかなり好意的に考えてくれていると。ヨーカドーに関しては、非常に広い間口で公園と接していきまして、自由に行き来ができるようになっていきまして、当然、さまざまなイベントはあそこでOKですよということになっておりますので。市民は、先ほどのアートギャラリーのほうが、かなりしっかりとした組織を持っていきまして、そこも参加するという形をとっております。要するに、協議会でちゃんと文言になったものが認められているという状況になっております。

○D委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたかございますか。では、どうぞ。

○J 専門委員　　どうもありがとうございました。2つ、あるんですけども、1つは、実は先日、僕はある自治体で、「市民参加って何だろう」というワークショップをやったときに、自治体の行政の方々は住民説明会ということを言われたんですが、先ほどの先生のご説明で、いろいろなステークホルダーというか、そういった方々の交渉したりする手間を惜しんではいけないという話があったんですが、これは設計の段階、あるいは設計にかかわる段階で、何か住民協働的なワークショップとか、そういうことはされなかったんでしょうか。

○G 臨時委員　　実は、周辺の自治体、自治会への説明はかなりの回数をこなしておりますけれども、公園の設計そのものに、ワークショップ的なものは、実は今回は入れておりません。私はやはりそれは必要だと思います。ただ、それしか方法がないのかといたら、僕はそうでもないだろうと。一方で、ワークショップということは最近言われるんですが、ワークショップをやればやるほど、その方々の意見をくみ取って、形にしていく立場の人間の重要度がどんどん高まっていくと、私は個人的にはそう思っています、とにかく皆さんが言うとおりにつくればいいんだというのも、1つの考え方だと。ここはもともとアートパークといいますか、アートの活動というのは、かなり重点的に行われるようなしつらえになっていたということと、商業施設がついているとか、マンションは当然のことながら販売促進にその空間を使いたいといった、さまざまな利益が絡んでいますので、なかなか住民の方が入ってきてやるというふうな構造にはなっていなかったと思います。文句を言う人はいっぱいいましたけれども。植栽の位置で、例によって、落葉が飛んできてどうのということで、言われたことはありますが、今、J 専門委員さんのおっしゃったようなやり方は、今回はとっていませんですね。

○J 専門委員　　実は先日、別のことでデザイナーの方とお話をしたときに、今日お話を聞いていて、もしかするとI 専門委員の専門分野だと思うんですけども、今、こういう公共空間をつくるのに、いろいろなところからの要求に対するニーズがいっぱい出てくると思うんです。1つは自然側のニーズで、生物多様性というようなニーズで出てくるし、住民の側からは、ライフスタイルの多様性みたいなものですが、そういうものを取り入れて行くと、では専門性って何だろうとか、あるいは、かたい言い方をすると、公共空間にとって、美とは何かというか、美って何だろうというような。例えば、前回の勉強をさせていただいたときに、ビオトープ的な美というものもありますし、あるいは非常にモダン的なモダニズムもあったり、あるいは機能の美があったりするんですけども、公共空間に

対して、今、いわゆる自然から人間、あるいは新しい社会、先ほどのスケートボードみたいな話までありますが、そういうニーズがかなり多様になってきて、それをユーザーオリエンテッドにとらえていこうとすると、まさに専門性が高度になるということをお話ししましたが、美しさって何だろうなど、このところずっといろいろ考えたり、市民参加で議論したりして、別にこれは解決する問題ではないんですが、その辺をどんなふうにお考えかなと思いました。

○G臨時委員　デザイナーといってもいろいろな立場がございます。私はデザインというのはプログラムの翻訳だというふうに考えております。

最初から決まった美の原則がそこにあって、それに基づいてものをつくらなければいけないということではないと思っていて、ですから、今のお話で言うと、一つは、あの公園ではおそらくビオトープというプログラムはないと思うんですね。どこでもそれをやらなければいけないということでもないし、逆に言うと、そういうポテンシャルの高いところは、積極的にそちらのデザインをやっていくということが、本来の専門家の能力ではないのだろうかと思いますので、これが決まった美の原則であるというものを、持たないほうがいいのではないかなと考えます。

もちろん、I 専門委員は当然、おっしゃりたいこともあるとは思いますが、私はすべてのものを一つの空間に突っ込むというのが、ちょっと口幅ったい言い方ですが、今までの都市公園のあまりよくないところではなかったのかなと。面積に限りがあるところで、あるいはそこに例えばビオトープを入れたとしても、連携が取れないではないかという話があるわけですね。当然、利用密度のこともあると。

そういったことを考えると、あそこで何がいいのかというのは、これはやはり外側からいろいろ規定されて決まっていくことなんだろう。それがプログラムとして決まったときには、それをどういう形で翻訳すればいいかという仕事がデザイナーの仕事で、次に出てくるというスタンスでございます。ですから、私はほかのところでは、ちゃんと、ビオトープのデザインもやっております。(笑)

○J 専門委員　いや、批判では別になくて、どうもありがとうございます。

○委員長　ほかにいかがですか。

ではちょっと、私から二、三お伺いします。

川口のスケートボードは、小規模公園ですね。あれはそもそもやはり、いろいろな事業者から見て、使いようがない土地が、最後に公園の用地になったんですね。だから逆に言

うと、使えない土地なんですね。公園としての会社側も、スケートボードと云ったら、新しい発想ですが、そういう案が通ったというのが実態だったのかというのが1つです。

もう1点は、こういうビール会社の工場の再開発というのは、全国各地に事例があると思いますので、ビール会社自身のみずから自社開発する能力がおそらくあるとは思いますが、すけれどもね。今度は都市機構が絡んだことで、例えば、宮城先生のような、マスターアーキテクトの立場が、仕事として非常に円滑にいったのか、あるいはビール会社と市役所だけだった場合、こういう外部の専門家の役割というのは、非常にむしろやりにくいのか。つまり、市には、そこまでコーディネートする力が、経験がないものですから、可能性があるものなのか。つまり裏返すと、都市機構の存在意義がそこにあるのかどうかというのが2点目です。

3点目は、特に首都の都心の道路、街路樹、公園というのは、その国の品格だと思うんですけども、だれも、今現在では、コントロールはしていないと思うんですね。国も直轄で管理しているわけではありませんし、特に国交省はつくるだけで、管理は皇居とかも含めて、全然手を出していないわけですね。つくるだけ、とんかちだけだと。あと国の道路、ビル、空、それから個別の再開発とかになっているわけで、今回のご経験の中で、その辺に、少し何らかのご感想はあったんですか。3点お願いします。

○OG臨時委員　最初のスケートボードですけれども、委員長がおっしゃるように、もうどうしようもない場所ですね。あそこを公園にして、木を植えて、緑を増やすと、おそらく何かのたまり場になりそうな場所だということですね。見捨てられた場所になる可能性がある。それを逆に逆手にとって、あれだけの大きな音が出て、車ががががん出入りしているところなので、あの用途をそこに入れていけば、例えば地域のすぐ近くの家にお住まいの方が文句を言うかと思ったんですけども、言わないんですね。それはだからある意味で言うと、そういうプログラムを入れたというのはいまよくいったのかなと思います。

2点目でございますけれども、これも委員長のおっしゃるとおりで、都市機構の役割はそこにあるんだろうと思うんですね。つまり、土地を買って処分するという仕事も一方であるんですけども、そういう種地がなくなったら、これから先どうなるのかというものもあると思うんですが、今まで培われてきた都市開発のノウハウみたいなものを、サッポロビールは恵比寿なんかもありますので、ご自分でやる力はあると思うんですが、そうではないところというのは、圧倒的に多いわけですね。そういう意味で、全体をコーディネートするような作業のところ、うまく外の専門家を使って、やっていくというシステム

を、ちゃんどつくり上げるということが、多分、大事になってきて、それは住宅ではなくて、完全に都市基盤になっていくんだらうと、都市基盤の部分でそれが出てくるということだと思います。

3点目は、これは非常に難しい話なんですけれども、私の理解では、まちづくり交付金というのは、実は基本的には、地方でそういう仕組みをやろうということなんですよね。つまり、道路とか公園とか河川とか、そういうものの広場とか、鉄道とかというものを全部ひっくるめてやろうということになっていると思いますけれども、首都の都心のこの部分については、そういった意味の特区的な扱いをするようなことをやられたほうが、そろそろいいのではないかなと思っています。先ほど申しました、例えば道路と、それぞれのわりと大面積の土地を持っている公共企業、国もそうですし、都も、区も、今日は森委員はお見えになっていませんが、民間の大規模ディベロッパーみたいなものが出される公共空地的なものも、全部含めてですが、そういった意味でやっていかないと、ちょっと品格という意味で言うと、どうかなという感じが、今、出始めているのではないかなという実感は持ってはおります。

○委員長　　ありがとうございました。

ほかにございますか。また、この時間内でということにさせていただきます。

続きまして、ご発表が2人ございますので、K専門委員さんから、すみませんがよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしゅうございますか。

○K専門委員　　今日は機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。「公園・緑行政の現場から」ということで、少しご報告をさせていただきたいと思ひます。ただちょっと、欲張ってボリュームが多いということで、少し早口になりますけれども、また、何かございましたら、後ほどご質問にお答えさせていただきます。

座らせて、やらせていただきます。

初めに、公園・緑行政をめぐる現状と課題でありますけれども、その前に、小田原市の概況を簡単にご説明申し上げます。小田原市は鉄道が6路線入っておりまして、東京から新幹線で約35分のところに位置し、神奈川県のうち西部の中核都市であります。南側が豊饒の海、相模湾。世界で5本の指に入る多品種の漁獲量を産するところです。後ろ側が富士山と箱根連山、真ん中の丘陵地が、曾我五郎、十郎が昔遊んだ、曾我丘陵というところで、真ん中が足柄平野でございます。さらに、圏域の商業、工業の拠点となっております。もちろん、1次産業も大変盛んであります。多様で層の厚い産業がございます。

そのような小田原市の公園・緑行政につきましては、平成8年3月に、画面にありますように、緑の基本計画を策定いたしまして、地域において、環状に緑を整備するとともに、市街地の身近なところに、緑豊かな公園を整備していくことを、将来像といたしまして、着実に取組を進めてきました。

真ん中の水色の丸い破線が、小田原の母なる川、酒匂川でございます。具体的な事業といたしまして、画面にあるように、拠点施設といたしまして、小田原こどもの森公園わんぱくらんど、そして、上府中公園、石垣山一夜城歴史公園、これは豊臣秀吉が小田原城を囲んだときのよりどころの公園でございますが、それらの公園を整備してきております。また緑豊かな市街地の公園として、歴史的、文化的資産を保全、活用いたしまして、小田原文学館なども整備してきております。

最近では、厳しい財政制約下でありまして、事業の実施もさるところでございますけれども、規制を改革し、民間の開発、建築行為を誘導していくことが、非常に重要になってきているわけでありまして。小田原市においては、このような観点から、ここ二、三年で、全国に先駆けまして、街づくりルールを改革する制度の枠組みを整備してきておりますけれども、緑に関する実現につきましては、後ほど、若干お話をさせていただきたいと思っております。

さて、公園緑地行政を進めていくに当たりまして、大前提となるのは、市民の意識であります。この点につきまして、小田原市では、毎年度、市民の満足度重要度調査を行っておりまして、市民約3,000人無作為抽出で、70%近い回収率がございます。

画面にあるのが平成17年度の調査結果でありますけれども、この調査は行政分野の事項をもとに満足度、重要度を5段階で評価してもらいまして、それを集計したものでございます。ご覧のとおり、公園緑地整備については、満足度が低いという結果になっておりまして、また、魅力ある都市づくりにつきましては、その主要な要素として、広義の緑一般を増やしていくということが入っていると思われまして、満足度が低くて、重要度が高いという結果になっておりまして、この傾向はこれまでの調査に一貫したものでございました。

ちなみに、公園緑地行政の中で、箇条的にそれぞれ市民の不満、ニーズを記述していただいておりますけれども、多いのが、公園緑地が少ない、市内全域で緑化を進めてほしい、あるいは町はずれに大規模な公園をつくるよりも、身近な緑や、子どもが安心して遊べる公園を増やしてほしいと、こんなことが多いです。そして、魅力ある都市づくりの推進に

は、城下町としての歴史や文化を生かした街づくりをしてほしい、あるいは自然を大事にして、町の美化に力を入れてほしいと、こんなことが、市民の箇条的に列記させましたニーズとして大きく上がってきております。

いずれにいたしましても、公園・緑につきましては、市民の行政ニーズが非常に高い分野と思っております。

次に、具体的な公園行政の課題についてでありますけれども、近隣の主要都市のご協力もいただきまして、主要なものをまとめましたのが、画面のものでございます。

まず、「公園・緑の整備」でございますけれども、身近な公園が不足しているが、中心市街地等では、用地取得が困難。そして、子どもが安心して遊べる遊び場、原っぱというようなものでもいいですから、つくってほしいというようなニーズが強いと。公園のリニューアル整備、公園に求められる機能の多様化、あるいは街路樹植栽に対する沿道住民の苦情、これは商店街なんかの看板が見えないとか、交通信号が見えないとか、いろいろそういうこともございます。

次に、「公園・緑の管理」についてでございますけれども、除草剤不使用で公園の除草回数増加、それから公園や街路樹へのアダプトプログラム導入が進まない。なかなかこれも思うように、実質的、実際的にはそれぞれの街でも進んでおりません。街の質を高めるような緑豊かな街路樹の維持管理が困難、管理主体ごとのばらつき、例えば国と県と市とばらばらな維持管理、あるいは地方公共団体のノウハウ不足等があります。それから、もちろん街路樹への苦情、落ち葉等々でございます。

それから「緑地・歴史的文化的資源の保全」につきましては、都市に残る貴重な緑が、開発行為により消失、あるいは緑豊かな邸園が開発により消失するなど。以上でございます。

次にこのような課題に対する小田原市の取組事例につきまして、具体的にお話をさせていただきますと思います。

はじめに、公園の整備については、まず、小田原市の中心部に位置する小田原城址公園を江戸時代後期、文久時代の絵図が一番古くしっかりと残っているということで、それに合わせて復元するというのを、文化庁との約束事として、着実に整備を進めているわけです。小田原城址公園につきましては、先般、B委員が中心になってとりまとめたいただきました日本の歴史公園100選にも選定していただきました。大変ありがとうございます。

次に、いわゆる小田原城総構、大外郭の整備であります。総構とは、現在ある小田原城址公園が、江戸時代以降の城であるのに対しまして、北條五代時代の、後北條といっておりますけれども、後北條時代の城址、あるいはその城址を中心にして、市街地や丘陵地を含みまして、総延長約9キロの大外郭ができておりますが、それを含んだものでございます。この総構は、宅地化で、市街地は、ほとんどなくなっているわけでありまして、特に丘陵地には、空堀、土塁、堀そのほかのものが、しっかりと残っている部分もございます。これらが見学できるような、回遊ルート、散策路整備を、今、総構の構想をつくっております。遺跡を保存するために、重点的な取組を行っているところでございます。今年度から、文化財課に、城跡整備担当に加え、新たな組織として、総構整備担当を新設いたしまして、整備を促進する体制を一層整えました。

次に、緑豊かな街路樹の整備であります。画面の写真を見ていただくと、おわかりだと思いますが、写真中央の青丸のところの城址公園、手前右側の南町地区は、寺社や邸園の緑が多く残っている状況にある一方で、一番上のスライドの丸のところでございますが、写真奥の小田原駅周辺は、非常に緑が少ない。「小田原は城下町のくせに、駅におりても緑が少ないですね」と言われて、私も、一時、愕然といたしました。

是非とも、このようなエリアに公園をつくりたいと思ってきたわけでありまして、もちろん、中心市街地は住宅が密集しております。実務的にこれらは困難であります。そこで、中心市街地一帯に、緑を増やすために、最も現実的な政策として、緑豊かな街路樹を整備することが必要であると、考えてきたわけでありまして、このために、小田原市におきましては、緑化マニュアルを策定いたしまして、この整備を強力に進めております。

次に、民間の開発建築行為を、できるだけ緑を創出するように誘導していくと。規制改革についてでありますけれども、小田原市では、10月1日に総合設計制度の運用基準の見直しをいたしました。総合設計制度の要件に、都市緑地法の緑化地域と同等の緑地率を満たしていることを明記いたしました。また、全国的にも初めてのことと思われましても、本年2月1日に施行いたしました景観計画におきましては、景観の重点区域内の指定路線に接する敷地におきましては、建築物の新築の際に、この道路に沿って、緑化を施すよう、行為の制限に関する事項に具体的明記をいたしております。

管理でございますけれども、ご説明をいたしましたとおり、緑豊かな街路樹を整備したいと考えておりますが、画面の写真のように、同一路線でありましても、管理者が異なることで、植栽がばらばらになってしまうことが、生じております。つい先だっても、

小田原市の道路に、他の管理者の道路が一部ダブっているところがございます、そこを全く違う街路樹の選定の仕方、管理の仕方をされまして、今、ちょっと問題になっております。

このため、8月1日に小田原市で策定いたしました、規制改革のアクションプランであります「街づくりルール改革計画」におきまして、来年度以降、市内共通の街路樹整備・管理基準を策定いたしまして、これを景観計画に位置付けまして、実効性を確保していくことを明記いたしております。これは小田原市だけではなく、国や県との調整を要する非常に困難な作業であります、小田原市では来年度に所要の調査、検討の予算を計上する方向で考えております。国土交通省におかれましても、可能であれば、全国のモデル事業として、技術的支援をいただけるとありがたいと考えております。

次に、市民による緑の管理であります、アダプトプログラムによる管理や、商店街による管理、NPO法人によるイベントの開催などを進めております。ただ、先ほども申し上げましたように、少子高齢化の進展で、受け手が不足している。あるいは、ボランティア社会が進んでいるといいますが、やはりなかなかそういう実地的な、あるいはしっかりと任せできるという活動、まだ熟度が市民社会に至っていないという現状があることは確かであります。

次に、邸園の緑の保全であります、小田原市は、明治から昭和の初期にかけて、別荘地でありました。貴頭がいろいろと小田原にゆかりを持っていただきました。そういう意味で、多くの邸園が残されております。これらの緑をできるだけ保全してまいりたいと思っております。余談ではありますが、今のこの図面で、小田原駅と天守閣がありますが、小田原駅はどれだけにぎやかにしてもいい、天守閣は、本当に落ち着いた品格のある静粛の緑の場所ですけれども、この間がわずか500メートルしか離れておりません。これが小田原市の街づくりの本当に難しい点であります。

さて次に、先ほどお話ししました取組に関しまして、平成15、16年度に越澤先生を座長とした研究会が主体となられて小田原市を含む湘南エリアで、「歴史的たたずまいを継承したまちづくりのための公園緑地制度等活用方策検討委員会」が実施されました。この調査の結果も踏まえまして、取組を進めていきたいと思っておりますが、例えば現在、特に緑が残されております板橋地区というのは、小田原駅と箱根湯本とのちょうど中間当たりにあるところがございますが、その板橋地区につきましては、電力王として知られる松永安左エ門の邸宅を記念館として整備し、活用をいろいろといたしております。

また、画面にありますのは、民間所有の邸園であります、山県有朋とか、大倉喜八郎とか、伊藤博文とかもいろいろ多くの方々がいられました。これらについても、必要に応じ、可能な範囲で、適切な保全に向けた支援を行ってまいりたいと思っております。なお、画面一番下の清閑亭でございますけれども、敷地内に、小田原城の土塁が残されております。文化庁と相談いたしまして、文化財手法による取得を予定しているところであります。

次に、緑を中心に現場からの制度・政策の提案について述べさせていただきます。

はじめに、制度・政策設計の主な視点について申し上げますが、まず1点目でございますが、安倍首相が、「美しい国」を国政運営のキャッチフレーズとされているわけでありまして、現場の行政を担うものとしたしまして、街づくりの観点から、美しい国をつくっていくには、緑が大変重要な要素であると実感いたしております。緑を、街づくりを進める上で、大きな切り札であるというふうに位置付けていただけたらと思います。

2つ目といたしまして、他の行政分野と比べましても、緑に関する制度の改善、改革が相当進んできていると思っておりますけれども、今後は、日本全体を美しくしていくためには、特に、財源や人材に恵まれた、あるいは条件に恵まれた、限られた、例えば京都とか鎌倉とか、そういう立派な都市を念頭に置くということではなくて、普通の都市が活用しやすい制度・政策を充実していくことが必要であると思っております。

3点目といたしましては、厳しい財政制約下にありますので、バランスのとれた規制改革を行うことによりまして、民間開発、建築行為の誘導を行い、緑を増やしていくことがますます必要になっていると考えております。規制強化をして、要するに秩序というようなものを、美しい国につくっていく必要があるのではないかと思います。

4点目といたしまして、運用の話を含めてであります。国と我々市町村との現場の間で、できるだけ密接な情報交換を行っていただきまして、現場の深刻な問題に対しまして、国のポイントを得た技術支援を行っていただくことが、ますます必要になっていると考えております。

最後に、緑は、さまざまな行政分野に密接に関連しておりますので、政府を挙げた取組が必要になっている。例えば環境省とか農水省等々、横断的ないろいろな支援も必要、あるいは、国民の意識改革もますます必要になっていると思っております。

最後になりますけれども、現場が抱える課題に関しまして、幾つかの具体的な制度・政策のアイデアを述べたいと思っております。あくまでもアイデアでありまして、今後の制度・政策の検討に際しまして、何らかの参考にしていただければ、ありがたいと思っております。

1点目に、公園の概念の拡大であります。公園といいますと、オープンスペースであることが当たり前、1つの要素となっていると思います。公園用地の確保の困難性や、安心・安全の面から、空きフロアなどを活用した屋内の借地公園の制度化について、検討されたらどうかと。海老名の屋内の砂場は、非常に好評のようです。

次に、規制改革によりまず緑の創出として、緑化地域制度の拡充であります。緑化地域制度につきましては、緑化地域の緑化率規制は、建ぺい率に連動した規制でありますために、建ぺい率規制がない建ぺい80%の地域における防火地域内の耐火建築物には適用されません。そういうことや、建築物の新築等が対象であることから、緑が不足する中心市街地のエリアでは、なかなか活用が難しくなっております。このために、緑化地域制度につきましては、中心市街地のコアエリアに、実質的に緑化率の規制を適用できる制度とすることや、時間貸し平面駐車場等も対象とすることについて検討されてはどうかと、条件の緩和も含めてお願いできたらと思うところがございます。

次に、規制改革による緑の創出として、生産緑地制度の見直しであります。生産緑地には買い取り申し出制度がございますけれども、なかなかこれが現下の諸環境、特に財政的な面から難しい状況であります。他の地方公共団体からも、適切な運営に困難を感じているというふうに、たくさん聞いております。そこで、制度の適切な運用の徹底を図りつつ、既存の生産緑地について、都市政策上の必要性が生じた場合には、地区計画の指定とセットで解除が行われるような制度の改善についても検討されてはどうかと考えております。

次に、緑豊かな街路樹の管理体制の確立であります。美しい街路樹景観の創出には非常に細やかな管理が必要でありまして、数年先を見据えた計画的な樹形、木の形づくりが不可欠だと思います。他方、自治体の人員削減が行われる中で、街路樹の専門家を配置することが難しい。また、街路樹剪定士の資格があるわけでありまして、実際的には、なかなか認知もされていないし、活用もされていないようであります。そこで、植栽の計画や、剪定業者の指導等に関しまして、通常の行政職員が活用できるマニュアルの開発、普及やアドバイザー制度の創設について、検討されてはどうかと考えます。また、剪定業者の質の確保ができるとともに、現場行政で活用できる資格制度の充実や普及について、検討されてはどうかと考えます。

次に、風致地区の規制内容の弾力化等に触れさせていただきます。都市に残る貴重な緑を是非残したいと考えておりますが、我々普通の都市では、規制したとき等の行政が通常

生ずべき損失を補償しなければならない制度、いわゆる通損補償でございますが、または買取前提の制度は、財政面で活用が困難でありまして、他方、風致地区におきましては、20%から40%という厳しい建ぺい率規制のための反対意見を多く聞きます。また、10ヘクタール以上の指定は、神奈川県決定でありますこと、既存の風致地区の周辺は区域拡大になりますこと等から、積極的な指定がなかなか実質的には困難でございます。そこで、都市に残された最低限の緑を維持し、市民の理解を得て、都市計画規制ができますように、建ぺい率の範囲を緩和することや、地区の指定については市町村決定を基本とすることについて、検討されてはどうかと思います。また、緑の景観上の重要性等にかんがみまして、景観法上、緑化規制についても、形態・意匠制限の規制と同様に、基準違反についても、措置命令が出せるように、少し強い形が我々にもとれますように検討していただいております。

最後に、どのような制度や政策を展開するにいたしましても、先ほども出ておりましたが、市民や国民の理解がないと、現実世界でワークすることは非常に難しいわけでありまして。画面にあるとおり、小田原市では「ふるさとの原風景百選」ということで、市民が自分の心の中に残っている原風景をまとめました。緑があふれるような城下町、市民が守りたい風景をとりまとめまして、緑の創出・保全につきましても、市民の意識啓発に進めているところでございます。

一地方自治体の取組事例でありますけれども、国におかれましても、既存の取組に加えまして、政府を挙げて、効果的な広報戦略を行い、緑あふれる美しい国、日本の実現に向けまして、国民の意識の改革に取り組んでいただければと思います。やはり、美しい国をしっかりと育てていくためには、普通の国、地方が、あまねくそのために努力できるような政策制度が、もう少ししっかりと進んでいくとありがたいと思うところでございます。

ちょっと早口で、大変恐縮でございます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○委員長 地方公共団体のまさに行政を実践している立場から、いろいろさまざまな貴重なご意見、ご提案をいただきました。どうもありがとうございました。

早速でございますが、どなたからでも結構ですので、ご質問・ご意見なりあれば、よろしくお願ひしたいと思います。事務局からご質問があっても、結構です。

では、どうぞ。

○I 専門委員 ちょっとお伺ひしたいんですが、町全体の自然環境をどう守るかとか、

緑地をどう守るかということで、全体の、よくヨーロッパで言われているエコロジカルネットワークというような考え方のビジョンはお持ちなんですか。

○K専門委員　セクショナルリズムというのでしょうか、環境は環境基本計画の中、あるいは、公園は公園、緑は緑というような形で、それぞれ総合計画の中で、マスタープランができておりますけれども、それらをどうつないでいくかということが、本当に今おっしゃるとおり大事なことだと思います。これはいろいろなサイドで検討しておりますけれども、私どもは今の「ふるさとの原風景百選」とか、「おだわらルネッサンス」という、現在の総合計画の中で、「ルネッサンス10」という、いろいろな散らばった計画をそれぞれまとめ上げ、マネージャー制度をとりまして、その中で全体的に議論して、1人のマネージャーが1つのセクションだけではなくて、いろいろな政策をとりまとめて展開できるというような制度もやっております。自然や環境にやさしい全体的な町づくりというものを、隙間を埋めているという形です。ですから先生のおっしゃるように、全体でこういうふうにやっていく計画があれば、それがまた結果的に全体でやっていくという意識になるというふうに思っておりますけれども、下からの盛り上がりも確保して、今のような計画に即してやっていくという考え方で、今、進めています。

○I専門委員　そうですか。ありがとうございました。

あと一つ、予算面ですけれども、自然ですとか、緑を守るために、市としては何%ぐらい、投入しているんでございましょうか。大体で結構なんですが。

○K専門委員　そういうまとめ方は、ちょっと考えたことがありませんので、今、先生のお話のように、環境問題のことから、景観のことから、道路をつくることから、すべてそうだと思うんですね。ですから、投資的経費のほとんどがそれに当たるなんていうことを言えば、3割ぐらい当たっていると思いますけれどもね。ちょっと直接的な答えではないんですけども、すみません。

○I専門委員　いや、ありがとうございました。ヨーロッパあたりですと、5%から20%ぐらい使っていないと、自然と共存したいいい町ができないと言われていましてですね。最近アメリカでも、少なくとも3%、多いところで20%、平均10%ぐらいは入れないと、今まで、大人だけの町をつくってきた、やはり将来のことを考えてこなかったんじゃないかというのがあって、日本もやはりその辺のことにきちっと投資しないと、なかなか、緑、緑と言いながら、実際の投資がされないと、いい町ができてこないということがございまして、そんな質問をさせていただきました。

○K専門委員　ありがとうございます。

○委員長　ほかに、どなたかございますか。

ではどうぞ。お願いします。

○F臨時委員　小澤委員から規制改革による緑の創出としての生産緑地制度の見直しのお話が出ておりました。農業サイドからお願いしてつくっていただいた制度であります。確かにご指摘のような問題点があるかと思えます。今、我々も都市農政の問題として生産緑地の問題をどうするかということで、新しい制度がないか、今、検討している最中があります。と申しますのは、都市計画法、あるいは農振法ができた時代と違って、土地需要について、都市と農村の両方から攻め合いの状況がなくなってきていることは確かですね。もう一つは、今、検討されている緑の確保といった土地に対する需要が、環境を含めて出てきております。したがって当時はまちづくりと農地の関連など、それ程問題とはならなかったと思うんですね。ところが、地産地消も含めて、新鮮な農産物の確保、あるいは教育問題を含めて農業の問題も出てきているわけなので、そういう意味では、基本的にも生産緑地については、固定資産税の問題、相続税の問題を含めまして、地区指定じゃない制度というものが、考えられないのかどうか、我々も検討して、要望しようと思っておりますけれども、そのあたりは、市長さんとしてはどうですか。

○K専門委員　実際の話として、坪数が小さい、面積が小さいような生産緑地も相当ぎりぎりのところにたくさんありますし、ですから地区計画等でやれる部分というのは非常に少ないと思いますけれども、ただ、だからといって、その時代時代でこの辺をあまり緩めてしまうと、やはり不公平が生じたり、変な話、小さい町ですから、なぜあそこだけ生産緑地が解除できたんだとか、なぜ開発ができちゃうんだとかという話が、すぐ飛ぶんですね。ですから、現場では、ある程度、厳密なしっかりとした基準みたいのがないと、なかなかやりにくいということはありますね。ただ何か審議会か何かつくって、その中でもめればもんで、皆さんがいいよと言えればいいですよというだけではいけないんじゃないかと。そういう意味で、しっかりとした計画ができて、「町づくりにこういうふうに寄与できます。ですから、解除します」みたいな話があったらいいのかなという感じがしますけれども。

○F臨時委員　管轄の省だけではなかなかできない問題だと思います。都市農政も新しい食料農業・農村基本法の中に入っています。美しい国づくりの原点に立って、省庁横断的に総合的にこの段階で検討してもらおうということが必要だと思いますけれども、そのあたりはどうなんですか。

○K専門委員 是非現実問題として、生産緑地制度というのが、時代に現状の中ではだんだん合っていないなくなっているというのも事実ですから、やはりある面で柔軟にそれは運用していただくとありがたいと思いますけれども。

○委員長 はい。

ほかにどなたかご質問、ご意見はございますか。

○G臨時委員 個別のお話を、私がちょっと聞き逃したのかもしれませんが、具体的な取組事例の7番で、邸園の緑の保全ということをおっしゃっており、これはおそらく小田原では小田原城址と並んで非常に既存の緑の資源として大変重要なものになっていると思うんですが、これは今、市の所有物になっているのでしょうか。

○K専門委員 市の所有になっているところもありますし、あるいはお約束してあって、相手側の事情や、そうではなくて市側の事情で、少し後にしてくださいねという約束事ができているところもある。いろいろなんですよ。

○G臨時委員 そうすると、基本的には市で、いずれかなりの量を保有されるということに向かっているということですか。

○K専門委員 たくさんございまして、いろいろゆかりの邸園みたいのがありまして、それを全部市で購入するというわけにはいきませんので、内部で委員会をつくりまして、そこで審査しまして、これは絶対買わなくてはいけないと、あるいはできればいただきたいと、これはそのときそのときの事情で考えよう。ランク分けしまして、そういうことで役所としては対応しているということでもあります。

○G臨時委員 これは維持管理するのが大変だと思うんですね。商業的な用途をこの建物の中に入れていくというふうなことを、例えば市が仲介されるということは、基本的にはされないのですか。

○K専門委員 15ページの一番下の清閑亭は、今、生命保険会社が持っておりまして、そここのところを迎賓館というか、クラブみたいな形で使っていらして、ただそれがやっつけいけなくなるということで、手放すということです。なかなかここを民間の皆さんにお貸しして、何かを、例えば喫茶店をやったり、あるいはお茶室をやったりということにはいかななくて、やはり行政がある程度、取り込むみたいな形でないと、実際、無理なんじゃないかなと思いますね。

○G臨時委員 ちょっとこれを拝見すると、小田原の駅はおそらく1キロ以内の範囲ですよ。このあたりで。

○K専門委員　そうですね。大体1キロぐらい。

○G臨時委員　回遊性も非常にあるということを、最初、おっしゃっていた中で、私はやはりそういった民間の商業的な用途を入れる可能性がないのかなと、今、ふと思ったんですけれどもね。

○K専門委員　行政として、何かイベントをできるだけきめ細かに打って、「板橋 秋の交流祭」とか、城下町大使の皆さんに来ていただいたりして、そのときどきはやっておりますが、ただそういう場に民間の人に参加していただくということも積極的にやっておりますけれども、それが恒常的にというほどのまだまだ盛り上がりというか、要するに、民間では、ペイしないんだと思いますね。そこまではまだ至っていないという状況ですね。

○G臨時委員　ありがとうございました。

○委員長　ではどうぞお願いします。

○L専門委員　市長さんが提案された内容は、すべてごもっともかなと思うんですけれども、基本的に市の権限を増やす。それから建築行政、公園行政、道路行政、そういうものを市という単位で調整しようということを主張されたと理解しました。一方、広域的な調整が必要な風致地区の問題とか市街化調整区域の問題もあると思います。たしか小田原は、わりかた制限的に市街化区域を狭くして緑を守ったと記憶してはいますが、広域的な調整は、やはり県にやっていただかなきゃいけないというふうなところもあるかと思うんですが、県と市の役割分担について、何かご提案というか、お考えがあれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○K専門委員　神奈川県は、先生もご承知のとおり、人口急増県で、今でもまだ人口が増えて、横浜、川崎など東のほうは増えておりますが、小田原市は人口20万ですけれども、五、六年前から少し漸減し始めております。

その大きな原因は、城下町ですけれども、市街化区域面積が24%、県下でも最低なんです。横浜なんか九十何%あるわけです。それがいろいろ、県と、先輩から含めてもう数十年来、攻防を繰り返してきている。なかなか全体的に人口抑制圏という形で、土地利用規制が一律なんです。横浜も我々西のほうの小田原も、同じ条例で規制されていまして、非常にフリーハンドも全くないと言っていいくらいです。ですから、そういうものに関して、いろいろお願いしているんですけれども、「では市街化区域の中は、田んぼもまだあって、農家もやっているじゃないか。そこが宅地化されないうちに、なぜもっと増やせというんだ」というような話で、しかし我々は、「小田原は都会と違って田舎だから、1宅地が

大きい。田んぼも緑も神社の森も、みんな市街化の中で必要なんですよ。必要なスペースを開発しろといっても無理なんだと。何でもめちゃくちゃに30坪1宅地みたいなことは、だめなんです、反対なんです」と言っているんですが、ようやく少しわかってくださっているんですが。城下町ですから古い時代に社会資本整備ができて、ある面で、いい点と悪い点があるわけです。

そんなことがありまして、県がもう少し全国平均並みの土地に対しての考え方、特に農政関係なんですよ。農政関係が、都会の皆さんは何でも農地を守れと、大切な緑だから農地を守れと言って、都市農業推進条例なんか県議会で今年通ったりしたんですけども、一方では我々のところはもう放任園が20%もあるわけです。来年30%ですね。それで専業農家も、もう後継者がいないわけですよ。だんだん少なくなっちゃっていると。それを、何でも農地を守っていけというわけですね。だから、いったん戦線縮小しなさいと、県に対しても農政関係に言っているんですけども、その辺がなかなか踏ん切れないというんでしょうか。ですから、どんどんミカンや荒廃農園が増えちゃっているのに、F臨時委員さんのご専門ではないんですけども、農政というのは、特に都市農業というのは、いったん戦線縮小して、そこに、国を挙げて、行政を挙げて1次産業を応援できる体制をしっかり組み直さないと、都市農業は、水産業もそうですが、どんどん厳しい状況になっていくんですよ。ですから、そういう点を少し深刻に考えていただきたい。

それから、ちょっと長くなって恐縮ですけども、小田原の場合、先生がおっしゃいましたように、隣の大井町というところに255号線が通ってまして、小田原市の沿道沿いは調整区域で、1センチ大井町に入ると、市街化区域に変わるわけです。そういう狭いエリアで土地の規制がこういうふうバラバラになっていますから、今、そういう点も含めまして、広域、合併の問題が、ようやくここで私のほうで呼びかけまして、たたき台、検討委員会をつくらうというふうになったんです。そんなようなことであります。

○委員長　　ありがとうございました。

最近ですと、まちづくり三法の改正で、大店法の議論をしていたわけですが、ちょうど小田原のように、ある程度大都市圏の中で、こういう農業も非常に都市化した地域とやや違う場所というのは、首都圏でもかなり多いと思うんですね。ですから、そういう場所の土地利用コントロールとか、あるいはこの都市近郊農業と都市化をどうするのかというのは、やはり一つの課題だと思いますので、是非それはこの公園の小委員会そのものでちょっと扱い切れない課題だと思いますが、都市計画部会の中に入っている委員会ですので、

官の方々もちゃんと今の話は聞いていますので、そういうことで是非少し今後の課題とかにさせていただきたいと思います。

それから私のほうでやや補足しますと、先ほど市長さんの中で、小田原は城下町といいながら、駅をおりると緑がないというお話がありましたが、小田原は、東海道軸という非常に日本の中のある意味で明治以降発展してきた軸の中の城下町ということで、ある程度、特質は、実は開発が進んできた場所の中ですから、町屋が既に建てかわっております。ほとんどビル化している。日本の地方の城下町の中の、しっとりとした情緒のある町並みというのは、ある意味では開発軸から取り残されている結果残っているということで、ですからそういう場所の古い面影は、実は小田原はないわけですね。

ところが一方で、知られていない面影というのは、明治以降も首都圏の中にあるこういう場所でしたので、いろいろな明治維新の元勳とか財界人が多く住んでいたと。しかもそれはほとんど民有地ですので、公開されていないわけですので、そういうものがあること自体、実は知られていなかったという。それが、おそらくだんだん企業所有が厳しくなってきたというのがあります。ですから、この中で例えば、従来、それから市民意識も変わったのかどうかかわからないんですが、興味も変わらなくても、小田原文学館とありますけれども、これはもともと宮内大臣邸でありまして、宮内大臣がお住まいであって、どういう生活をしていたのかとか、この方は長州藩士ですが、どのような政治的役割を果たしたかという展示は、実はしていないんですね。これは今までの日本の現代のニーズが、こういう邸宅を維持する際に、やはり鎌倉の加賀前田邸が文学館になるとか、そういう形での流れで、今後はむしろ、この松永電力王がいたり、それからいろいろな著名な方々が随分いた歴史自体をどう見るのかという、多分そういう問題意識の中で、そういうものに、ある程度公共的に支援をするかしないかとかですね。やはりそういうことが、少し出てきているのかなということで、これは首都圏の特に神奈川県、それから関西圏で言えば、やはり芦屋とか西宮とか神戸を含めて、かなり共通にある部分なのかなと、おそらく思います。ですから、その辺をどうするかが、少し、文化財行政でもかなり戦後の時期まで文化財の対象にしてきましたので、国土交通省としてもやはりその辺をどう考えるのかという。歴史的な重要なストックであるならば、それをどう……。すべて公共化するというのはあり得ない話ですけれども、やはり歴史と文化を尊重した町づくりを進めるというのも一つの国交省の大きなテーマだと思いますので、少しこういうことについては考えていただければなと私としても思います。

ではそろそろ2番目の発表についての質疑応答も出てきましたので、今日はもう一つ議題がございまして、議事次第の(2)でございますが、既に前回でもこれについて話題にしているわけですが、今日は引き続き、資料的に言いますと、資料の4だと思いますが、あわせて資料の5をご覧になっていただきたいのですが、もう1回この議事進行の交通整理ということですが、もともとこの小委員会の設置の目的の一つが、縦割りの公共事業の計画を統合して現在社会資本整備重点計画になっているわけで、その次期に向けて、特にこの公園緑地関係の施策をどう盛り込むかということが、今回の小委員会発足の役割の一つになっております。そこで、前回、小委員会でお示しいただいたときの議論をもとに、さらに事務局として資料4という形でまとめられてきてまして、本日はこれをもとにさらに意見交換した後、むしろ事務局としての仕事が入ってくるような話になりますが、来年になりまして、1月の開催の際にある程度さらに議論をして、さらにということになっているようでございます。

そういうことで、今後のスケジュールのことも少し触れながら、資料4についてご説明いただきまして、おそらくそれが終わったぐらいで局長がご退席ということを知っていますので、できましたら、この重点計画そのものに限定されずに結構ですので、この小委員会について全体のことも結構ですので、何か一言ご発言いただいて、途中退席と。それからJ専門委員さんも少し前もって退室したいということで聞いていますので、事務局ご説明と、局長、J専門委員さんのご発言をいただいてから、あと、さらに意見交換ということにしたいと思っておりますので、そのような議事進行でよろしくお願ひしたいと思います。

ではよろしくお願ひいたします。

○事務局　それでは、資料をご説明申し上げます。

ただいまお話のありました資料5の後ろに、ちょっと細かい字で資料番号の振っていないものがございます。こちらでこれからの段取りをご説明いたします。

一番上のところに、社会資本整備重点計画の策定に向けた全体の動きということで、今までこの小委員会におきましては、重点計画に向けて、年内に、目標ですとか指標の考えですとか重点計画の枢要な部分を抑えていこうというようなことでやってまいりました。全体の中では、「19年1月～5月」と書いてありますように、計画部会、全体のとりまとめに、来年になってからこういう情報を入れていくというような格好になっておりまして、6月以降にその中間とりまとめを行うというような段取りになっています。ですから、若干、先行した形でこちらの小委員会の議論を進めてきていただいておりますけれども、今

回、前回「骨子」という形で説明させていただいたものに、肉づけをしまして、2番に入りますが、今回第4回、「素案」という形でご説明をさせていただきます。これにつきまして、また本日も意見をいただくもの、あるいは本日以降またご意見をいただいて、それを29日に一応「とりまとめ」ということですが、特段、とりまとめるという形ではなくて、ここの「(基本的了解)」と書いてありますけれども、大体中身についてはこういう格好で了解できるというところで、1月29日でこの部分について了解いただきたいと思っています。それ以後、また、これもまだ調整中ですが、3月ぐらいにはほかの小委員会との合同の委員会などをやって、さらに4月、5月と議論をしながら、この中間とりまとめというものをしていきたいと、それで、計画部会への報告をしていきたいと考えております。その間には、パブリックコメントなどもやっていかなければいけないかなと思っています。「9回以降」と書いてありますけれども、引き続き検討すべき事項と実際の制度の内容とか施策の内容というのが、こういうところに入ってくるのではないかなと思っています。

本日の資料の4ですけれども、時間があまりありませんので、要点をご説明いたします。

先週の金曜日の時点で、事務局が作業を進めているところを、事前にお届けしているものとございます。一番終わりのところは、若干さらに肉づけをしておりますけれども、基本的には前半部分はあまり変わってございません。

資料4の1ページでございますけれども、「中間とりまとめ(素案)」ということで、「はじめに」と書きましたところは、今までの流れでございます。17年6月30日に、社会資本整備審議会に対して、「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。」という諮問を受けて、検討してきたと。その中で、下半分でございますけれども、都市・生活インフラの整備推進方策の中で、緑とオープンスペースに関して、新しい社会資本整備重点計画に対して重点的にどういう分野をやるのか、その目標は何か。2つ目が、その推進方策、多様な主体の参加連携によってどういうふうに推進するかと。3番目で、特に個性と魅力にあふれた活力ある美しい都市・地域・国土づくりを進めるための、歴史的・文化的資源を活用した緑とオープンスペースのあり方。4番目で、ストックの効果をもたらす、相乗的に高めるための整備・保全・管理の推進方策というようなことで、この中間とりまとめは①に重点を置いてございます。②③④については、引き続きまた検討を進めさせていただきたいということでございます。

2ページに行ってくださいまして、ここも「基本的認識」ということで簡単にご説明し

ます。

重点計画が、今回、15年を初年度として始まっていますが、それまで事業別分野だったものを一本化しました。事業費、事業量から達成される目標というものへ、その目標を転換して、「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」という重点的な4分野で目標を定めて、達成状況を定量的に測定する。それで横断的な取組を行っていくというようなことで、変わってきております。

「こうした中」というところですが、人口減少とか少子高齢化の急速な進展ということで、社会資本に対する要請も随分変わってきていると。上から4行目ですが、自然と調和した安全な国土の再構築とか個性と魅力あふれる生活環境の維持、美しい景観や文化・芸術への欲求の高まりというものに、適切にこの緑とオープンスペースの分野も対応していこうということで、良好な都市環境を維持・向上・再生させる緑とオープンスペースの機能、特性というものを踏まえて、戦略的、重点的に推進していく必要があるというようなことでございます。

2ページの下ですが、「計画的に整備・保全・管理を推進すべき『みどり』の対象範囲」ということで、「みどり」の概念というのを、若干、整理してございます。

2ページの一番下に書きましたのは、これまでも中核に都市公園というものを位置付けながらも、公共空間の緑、いろいろな規制によって守っている民有地の緑まで、対象を広く考えてまいりました。3ページに行きまして、現行の計画におきましても、水と緑豊かで美しい都市生活空間の形成ということで、都市公園だけではなく、道路緑化、河川緑地などの公的空間ですとか、それから民有地の緑地も含めて、目標を定めてやってきているというようなことです。「こうした方向を踏まえつつ」というところですが、若干、そこに思想的なことが書いてございますけれども、物理的・空間的機能や効果だけでなく、良好な景観や地域の歴史・風土、生活文化の形成や自然観、郷土愛の醸成、国民の精神性や満ち足りた幸福感、心身の健康の向上など多くの価値観を包含する包括的な概念をより強く込めた言葉として、今回、「みどり」という言葉を用いていきたいというようなことでございます。「その際」というところですが、持続可能な社会を目指し、生物の多様性や生態系を適切に保全することに留意していく必要があるということでございます。

(2)で書きましたのは、重点的に取り組む分野ということを議論する前に、一体「みどり」の機能はどういうものがあるのかというようなことでございます。3ページの下のと

ところで1番目に、「うるおいのある生活環境の形成」、内容はちょっと割愛させていただきます。4ページに行きまして、若干、活発な利用ということも含めまして、「スポーツ・レクリエーション、自然とのふれあいの場の形成」と、3番目に「野生生物の生息・生育環境の確保」、4番目に「都市・地域の防災性の向上」、5番目に「地球温暖化等の防止」、6番目に「地域に固有の美しい風景・景観、歴史・風土、芸術・文化の形成」というような機能を前提として考えていこうということで、(3)に、どういうものを対象範囲にするのかということで、今までご議論いただきましたけれども、都市公園だけではなくて、道路ですとか、河川ですとか、そういう公共空間の「みどり」から、いろいろな規制ですとか、契約・協定によって担保されている民有の「みどり」、農地、林地、社寺境内地ということで、社会資本として計画的に整備・保全・管理していく対象範囲を、できる限り柔軟かつ広範にとらえていこうということを考えております。

5ページでございますけれども、その中でどういうものに重点的に整備・保全・管理を推進するべきかというようなことでございます。そこで幾つか視点を整理してございます。1つ目には「美しい都市・地域・国土の形成を目指す」、2つ目に「だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す」、3番目に「持続可能な都市・地域・国土・地球環境の形成を目指す」、6ページ目に行きまして、「安全・安心な都市・地域・国土基盤の形成を目指す」、5番目ですが、「歴史と文化に根ざした香り高い地域の形成を目指す」、6番目に「多様な主体の発意・参画による活力ある社会の形成を目指す」というようなことで、そういうような視点を入れてございます。こういった視点の中にそれぞれ委員の先生方からいただきましたいろいろな言葉、キーワードなども入れながら、この部分をご説明しているというような格好になってございます。

6ページの(2)ですけれども、「次期計画における重点施策分野」ということで、現行計画が、「暮らし」、「安全」、「環境」、「活力」という4つの重点分野を設定しております。「みどり」に関しては、「活力」というところでは、現状をその重点目標に対応した指標がないんですけれども、「暮らし」、「安全」、「環境」というところに重点目標を設定してやってまいりました。これからその重点的にやる分野でやっていく着目点として、7ページでございますけれども、「暮らし」の観点で言うと、緑豊かで安心できる美しい都市環境の形成、高齢者・障害者をはじめ誰にとっても優しい都市づくりの形成、良好な子育て環境の形成、「環境」で言いますと、自然生態系を保全し、多様な生物との共生の基盤となる水と緑のネットワークの形成、地球温暖化対策、ヒートアイランド対策、それから「安全」で

すと、大震火災時における広域・地域防災拠点、避難地・避難路、帰宅困難者対策、都市の防災機能の向上、「活力」で言いますと、観光・地域振興、歴史・文化的資源の活用や良好な都市景観の形成、それから芸術・文化の香り高いまちづくりというようなことで、この辺を着目点ということで挙げてございます。一番下に、横断的な施策の連携ということで、特に「みどり」の分野は横断的な施策連携というのが有効に働くことから、積極的に取り組んでいくことを念頭に置くと書いてございます。

8 ページからは、指標に関することとございます。

まず、「現行計画における指標」ということで、「暮らし」、「安全」、「環境」分野が2つということで、中に現行の目標、指標について掲げてございます。例えば「暮らし」の分野で言いますと、一番総合的なものでございますけれども、水・緑豊かで美しい都市生活空間の形成ということで、水と緑の公的空間確保量というものが掲げてございます。こういう目標を掲げまして、これをフォローアップするような形で現行計画を進めてきたということとございます。

こういった視点を継続しながら、次期計画に向けて、その指標の考え方ということで、9 ページに、その指標を考えていく上でのポイントと、そういう着目点を先生方のご意見を反映する形で幾つか挙げてございます。上の文章のところですけれども、「また」以降でございます。総合的な指標としては、人口1人当たりの量を示す指標だけではなく、緑豊かな都市環境の形成を実感できるような、「みどり」の量をあらゆる総合的な指標を考えるべきだと。面積率ですとか、緑地の率ですとか、緑被率ですとかいうことになるわけですが、その中でも緑の内容とか質と、いわゆる公開されているもの、アクセスできるものも反映させることも考慮しながら考えていくべきだというようなこととございます。

重点分野にそれぞれにおきまして、「暮らし」では、水と緑の公的空間の確保、「みどり」の割合の状況、高齢者や障害者に対応した「みどり」のバリアフリー化の状況、誰にとっても優しい都市の形成に資する「みどり」の機能・質の確保の状況、「みどり」へのアクセスの容易さの状況。「環境」で言いますと、地球温暖化対策、CO<sub>2</sub>の吸収固定というようなものへの寄与の状況、生物多様性や自然とのふれあいの基盤となるネットワークの形成の状況。「安全」で言いますと、広域避難地の整備の状況、一定の防災機能を備えた避難地を有する都市の状況。「活力」で言いますと、国営公園の利用状況、観光等の集客やイベントの開催効果、地域振興の寄与・賑わいの状況、歴史的・文化的資源の活用の状況というようなことで、これまでの指標に加えて、こういうようなものをまた積極的に考えてまい

りたいと、ちょっと思い切り広くご意見をいただきまして、できる限りこういうものに対応していきたいと考えております。

それから10ページでございますけれども、目標増ということで、定性的な表現にしておりますが、上から6行目ぐらいのところ、「ハード面においては」ということで、どういう「みどり」の将来像を描くのかということ、地域の自然・歴史・文化に包まれた暮らしを実感できる多様な「みどり」あふれる美しい都市・地域・国土づくり、それから誰もが満足できるうるおいと優しさのある生活空間を実現する質と量を備えた「みどり」のストックの形成、それからソフト面においては、地域住民、ボランティア、NPO、民間企業等、あらゆる主体の行動により、守り活かし育てる「みどり」の社会資本づくり、それから世界に誇るべきゆとりと豊かさに満ちた「みどり」の国民文化の形成というようなことを目標増として掲げまして、その下「目標量」でございますけれども、今までの都市計画中央審議会の答申ですとか、建設省が過去に定めました政策大綱の中で出ています都市公園の面積ですとか、市街地における永続性のある緑地の3割というようなものを目標としてございます。総人口減少の局面等を迎えております。いろいろコンパクトシティですとか、集約型都市構造と言われておりますけれども、そういう中でも、こういった指標につきまして、維持し、市街地における永続性のある「みどり」の割合を概ね30%確保するというのを望ましい都市像として示すべきであるという形にしております。下のほうでございますけれども、目標の検討に当たっては、その次期計画期間を越える中長期的な目標も定めて、さらにその内数で5年の目標というようなことを定めるということが言われております。11ページの上にかきました「例えば」ということで、中長期目標、10年程度ということでございますけれども、例えばですが、「防災」とした場合に、その広域避難人口を解消していこうと、広域避難地の整備率は100%にしようというようなものを検討すべきであるというようなことを挙げてございます。

11ページの2番で、「引き続き検討すべき事項」でございますけれども、1番目に、多様な主体の参加・連携による、「みどり」の整備・保全・管理の推進方策ということで、文章で言いますと、上から3行目で、地域住民、ボランティア、NPO、民間企業等の活動も含めて行う施策を幅広く検討していくというようなことでございます。例えばポツを幾つか書いてございますけれども、上から3番目で、地域特有の地形・植生等が残されている貴重な民有地の「みどり」や、民間開発において生み出される「みどり」をはじめ、多様な主体による多様な「みどり」の整備・保全・管理にかかる制度の検討や、総合的な支

援の方策ですとか、環境活動ですとか、冒険的な遊びですとかをリードしていくリーダーとなる人材の要請確保、あるいはその「みどり」の国民運動などの普及啓発的な手法を充実するべきだというようなことを挙げてございます。

11ページの2番ですけれども、「歴史的・文化的資源を活用した『みどり』のあり方と整備・保全・管理の推進方策」ということで、地域のシンボルとか郷土の誇りとなるようなもの、あるいは観光振興、地域振興の拠点となるようなものに力を入れていこうというようなことでございます。

次のページに行っていただきますと、「例えば」というところでございます。地域を代表する重要な歴史的・文化的資産の適正な整備・活用を図るため、仮称で書いてありますけれども、「歴史的都市公園」等の計画を認定するなどして、重点的な支援を行う方策なども検討したらどうかと。ちょっとこの資料には固有名詞を書きづらいんですけども、大磯にあります吉田茂邸ですとかいうような固有名詞もかなり多く出てまいっております。こういうものについて、できる限り対応していきたいというようなことから、こういう文章を入れてございます。

3番目に「ストックのもたらす効果を総合的に高めるための『みどり』のあり方と効率的な整備・保全・管理の推進方策」ということで、1つ目のパラグラフで書きましたのは、いろいろなものとの連携でございます。教育、福祉・医療、地域活動・交流、子育て支援、生きがい創出、いろいろな施策との連携をしないといけないということが書かれてございます。2つ目の「また」で書きましたのは、いろいろその利用に関する効果を上げようというようなことで、その利用の調整、例えばキャッチボールですとか、ペットの公園利用ですとか、あるいはデイキャンプみたいなもの、いろいろその利用間の総合調整ですとか、自主的管理というような観点も含めて、利用の満足度、魅力を高めるという工夫とか方策を検討していこうというものでございます。ここに国営公園を書きましたけれども、国営公園につきましても、そのストックのもたらす効果というものを、総合的に発揮させるための方策というものを検討していきたいということがございます。

それから下から2つ目の「さらに」のところは、いろいろマイナス面といいますか、いろいろ問題が起きている場所、場面もあるということで、こういうものに対しても適切に対応していく必要があるだろうということで、遊具の事故の話ですとか、公園における空間の不適切な占用、なかなか扱いにくい問題ですけれども、ホームレスの問題などもございます。犯罪の発生ですとか、外来種との対応、それから庭園ですとか、貴重な樹木・樹

林、あるいはその環境の管理水準が低下しているなどと、いろいろな問題がありますので、こういうものの改善方策も検討していきたいということでございます。最後に「特に」というところで書きましたのは、ここは安全・安心ということを中心に書きましたけれども、公園施設の安全確保にかかる管理基準、それから防災機能の確保にかかる技術基準。どういう状況を満たさなければいけないかというようなことを、法律の体系の中で公園の施設基準みたいなものも、もう少し書いていくべきではないかなということから、こういうことを提案していこうというような形でまとめてございます。

簡単ですけども、以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

残り時間がわずかですが、意見交換をしたいと思いますが、局長はいつまで……。もう出られますか。では、どんなことでも結構ですから。

○都市・地域整備局長 すみません。今日は遅れて参りまして、宮城先生のお話は聞き損ねてしまいました。申し訳ありません。また後で。それでまたちょっと早くといっても、あと5分ぐらいなんですけど、出なくてははいけませんので、すみません。

今ご説明がありましたように、新しい重点計画の最後というのが、当面、この委員会としても課題でございます。最終的には指標というものにしなければいけないんですが、それは私どものほうで、なかなか思ったとおりのものができない場合も多いんですが、力わぎでやるところもあるかもしれませんけれども、是非とも基本的な考え方をお示しいただければありがたいと思います。

とりわけ、社会資本の計画は全てそうなんですけど、予算表示をやめまして、アウトカムの目標にしたときから、全国計画なものですから、全国一本の目標をつくるというのが、結構難しく、年ごとの、特に緑というと、地域ごとの目標というのはわりとあるんですが、それを束ねて日本でいくらといったときに、どんな意味があるのかというのは、なかなか結構難しいといえますか、ないことはないんでしょうけれども。1人当たり何平米とは、一体何を言っているのかというのは、直観でよくわからない。ただ何もないと、かくして自分の位置というか、距離感がはかれないという、そのぐらいの意味があるのかも知れませんが。最後は全国的な指標をつくるという意味にもかかわってきまして、なかなか難しい面もあるんですが、土地のご議論も十分尊重させていただいて、そういう指標にかかわった意味合いというのを、十分理解して、指標を使えるようにしたいと思います。最初から言いわけをしているようで恐縮で、そういう意味ではないのですが、大した数字に

ならないのかもしれませんが、それに込めた考え方とか思いというのを十分議論していただくとありがたいと思います。特に、利用形といいますか、管理のされ方とか使われ方みたいなものを、本当は何かあらわせたらいいと思うんですが、せいぜい有料入場者数とか、わりと簡単にとれるのはつまらなくなってしまって、なかなか問題意識があって、前に進めない部分なんです、それも是非ご示唆いただければ、ありがたいと思います。

指標はともかく、政策の方向もあわせてご議論いただいて、これも私どもが後で、こなすことでありますけれども、我々としては、この議論を踏まえて、少なくとも今後5年間の計画になるわけでございましょうから、5年間のうちに、こことここは新しい仕組み、制度として世の中に問うという部分を、何か持ちたいなと思っております。一番はっきりしたのは法律ということになるのでありましようが、そうならないまでも、いただいた議論を踏まえて、この期間には、こういう新しいステップを打ち出すというようなことを、イメージしたものにしたいと思っておりますので、その辺も、具体的な中身は私どもが後でこなすことをございますが、考え方をいろいろお示しいただければありがたいと思っております。民有緑地を中心に随分制度が広がってまいりまして、その定着を図る期間かと思っておりますけれども、ある面、そういういろいろな主体の参画の問題でありますとか、歴史的な資産の扱い方とか、いろいろな課題が出ておりますので、そういった方面を中心にいろいろご意見をいただければありがたいです。どうぞよろしく願います。

○委員長　　ありがとうございました。

ちょうど局長が聞けなかったG臨時委員の発表の中でも、私がやや誘導質問をしたわけでもないんですが、都市機構自身の役割もあったようですので、法律制度そのものの充実とあわせて、それからK専門委員の発言でも、国の役割は引き続きあるというご指摘でしたので、それを是非お考えいただければと、よろしく願います。

○J専門委員　　すみません。ちょっと早く出てしまうんですけども、今回このご報告を聞かせていただきまして、今回が初めて活力というのが出てきたというか、重点に入っているということを聞きまして、そしてまた今回発表していただいた中に、随分市民参加、共同、多様な参加等を随分入れていただきました。どうもありがとうございます。

ただ、その活力の中で、やはり重要なのが、参加もそうなんですけれども、参加のための情報というのがすごく重要で、一つ緑の情報化みたいな話がもう少し入ったほうがいいのかという気がいたしました。

実は先ほど、K専門委員の話のときに、ちょっとご質問しようかなと思ったんですが、小

田原市では、市民力がちょっとまだ、NPOや市民社会がまだというお話があったんですが、市民力をアップしていくために、やはり情報がすごく重要で、自分たちがどれだけ必要とされているかということが、求められていくということが、すごく大事だと思います。多くの場合、市民参加とは「花いっぱい運動」とか、「この指とまれ」的な運動が多いんですが、それは決して市民力の育成にはなかなかならないんですね。自分たちで考え出していくというチャンスが必要なので、そのためには地域も国も、こういう状況が必要なんだということを、市民にアピールしていくような情報、そして今、現状ここまで緑というのがありますと、言い出したら切りがないんですけれども、CO<sub>2</sub>の量とかいろいろなことがあって、そういう緑の情報化みたいなものをベースに参加力を高めていくというようなことが大事じゃないかなという。一応、その辺の視点を少し入れていただけると、参加というだけではなかなか参加できないので、やはり多様な者たちが求められているという状況を訴えていく必要があるのではと、なんか緑の情報化みたいな、ここまではやったけれども、ここからは頼むみたいな、そういうことも必要なんじゃないのかなというふうに思いました。

○委員長 ありがとうございます。

本日の資料4は、前回のご意見を踏まえて、事務局としてかなり加筆してきましたので、大きな漏れはないと思うんですが、さらにお気づきの点とか、もしありましたらこの場で、また後日お気づきの点は、遠慮なく事務局にお申し出いただければ、多分、また一生懸命なるべく各委員のご発言は取り入れたいという思いだと思いますので、お願いしたいと思います。何かお気づきの点、ございますでしょうか。

どうぞ。

○D委員 利用関係、局長がおっしゃいましたけれども、非常に重要なことで、今、「整備・保全・管理」と書いてあって、管理の一部門ではあるんでしょうけれども、特出しして、「利用」というのを打ち出してもいいくらいウェートを持っていると思うんですね。これは公園種別で違ってきますし、地域別で違って来るし、それから利用の仕方が特定か一般かということでも変わってくるし、冬と夏ではまた全然違ってきますね。そこでこの利用の実態に関する調査というのか、今、公園課が持っているデータというのはどんな者があるのか、それを整理して、次回以降でも見せていただくとありがたい。そんなにないような気もするんですけれども、今、洗いざらい出すとすれば、国交省で持っている利用に関する情報というのは、全国版でどうなんだというところをちょっとチェックしてみた

いなど。もちろん管理しているのは自治体ですけれども、それをまとめて何かになってくるはずで、公園整備の優先順位だとか、国の関与の程度とかというのは、そういうデータに基づいて何かアプローチしていくことになると思うので、極めて重要だと思うんですね。ですから、今、恥をかくかもしれないけれども、今ある部分というものをちょっと出していただいて、やがて基礎調査、利用基礎調査というようなものを、予算を獲得して打ち出していくというようなことぐらいやってもらいたいし、それから利用指標も、一本で表現しようとする、非常に無理になるのですが、マトリックスを考えて、標準的マトリックスをつくって、それとどう違うかという比較ならできそうな気が、つまり私はそういうところは弱いんですけれども、ちょっと難しいからといって放棄しないでアプローチしてみる価値はありはしないかなという気がします。ちょっと申し上げました。

○委員長　ありがとうございます。今のお話、事務局から何かございますか。

○事務局　今日は資料をもちろん出してないんですけれども、利用に関する実態は、5年に1回、全国の調査とは言っているんですけれども、サンプリング調査、五、六年に一遍、サンプリングして、例えば何県はどこでというようなことで、いろいろな種別でとって、そのサンプリングから秋とか春の1日に全国でどのぐらい公園が使われているかというようなことを推計するような調査はやっています。それも五、六年に一遍できるだけの予算ということなんですけれども、それは次回にまとめて、資料としてご提示したいと思います。

○D委員　ありがとうございます。

○委員長　そろそろ時間がまいっていますので、あと1人か2人ぐらいお願いしたいと思います。

ではよろしくをお願いします。

○I 専門委員　大変いろいろな意見を取り入れていただきまして、ありがとうございます。

1つ2つあるんですが、基本的な認識がやはり国際的な動き、つまり日本というものは別に日本だけではなくて、世界の中の日本だという現実があるわけで、ですから国際的な動き、つまり持続可能な社会だということを、もうちょっとはっきりちゃんと世界的にそういう方向でいっているんだ、だから日本もこれではないかという、そういう視点を、もうちょっと出していいのかなという感じがいたしました。

それから逆に、具体的にこれを踏まえたときに、どういう公園なのかといったときに、

例えば街区公園であっても、現代世代の要求だけを聞いてもよくないわけで、現代世代の要求部分と、次世代、今の子どもたちや何かが要求する部分と、将来世代が要求する部分とあるわけですね。そのベースとなるのが、今、環境問題で重要なのが、種の多様性がなくなっているわけで、はっきり言うと、遺伝子がなくなっているわけですね。遺伝子というのは地域特性がありますから、ここはなくてもいい、向こうにあればいいというわけにはいかないんですね。そういった基本的な考え方がございますから、ですから街区公園であっても、3つの要求は少なくとも満たすと。その中で、どうしますかということがないと、いけないのかなという感じがいたしました。それで、具体的に生物多様性についてどうするのということになると、実は世界的に私どもの協会でもいろいろ調べているんですが、一番やはり世界的に見ていいのが、アメリカでやっているHEP（ヘップ）という考え方がありますが、あの辺を一つの指標とすると、かなりおもしろいものができるのかなという感じがいたします。

○委員長　　ありがとうございました。

ほかに、ではもう1人。はい、よろしく申し上げます。

○L専門委員　　11ページのところで、多様な主体の参加ということがうたわれていると思うんですけども、これはもちろん非常にいいことだと思いますが、地域住民の方、あるいはボランティア、NPOの方がいろいろな意見を言ってきたときに、いってみればそれを受けとめて、計画にして、その計画を進行管理して、実行する組織がないとだめですよ。ですから県とか市に、「みどり」の計画をつくる組織、「みどり」の計画に関して権限を付与するような仕組みがないと、いろいろな意見を聞いても実現できない結果になっちゃいます。例えば、立派な公園がたくさんありました。緑もありました。けどこの町で道路の街路樹が全然ありません。「みどり」の計画を推進していくためには、どうしても道路行政に注文をつけなければならない。しかし、担当が公園課だと文句を言えないですよ。もし、みどり課という課があつて、「みどり」の計画を持っていれば、道路課にリクエストを出すことができると思うんですね。やはり地域の人たちの意見を受けとめるためには、それなりの組織的な対応が県とか市にないと、実現できないということになると思うのです。そういうふうな県市レベルでの組織的な対応に関する指標とか、そういうものも、国でつくったらどうなんでしょうか。

○委員長　　ありがとうございました。

ではM専門委員さん、今日のご発言ありませんが、何か。

○M専門委員　子どもの視点からというんですか、先ほどI専門委員がちょっとおっしゃいましたけれども、まだ子どもに関する次世代というか、今の子どもたちと、次の世代の子どもたちに関する意見が少し弱いということは、私もそう思いますので、この次、お話しさせていただきたいと思います。

○委員長　ありがとうございました。

ちょうどそういうお話がございましたので、時間が5分超過しましたので、一応、本日の質疑についてはこれで終わりにしまして、次回の進め方を含めて事務局からご発言をいただいて、最後に、大臣官房審議官もしくは公園緑地課長から、もし何か一言あるようでしたら、よろしくをお願いします。

○事務局　資料4のご説明が急ぎで申し訳ございませんでした。この資料の4につきましては、先ほどご説明しましたように、1月29日、基本的了解をご了解いただきたいと思います。前回も行いましたけれども、また様式を切りまして、ご意見をいただくようなメモで結構ですので、いただきたいなと思っております。

それと、今日のご説明できなかつたんですけれども、参考資料3というのがございます。これにつきましては、先ほどの中間とりまとめの後半の部分ですね。これから引き続き検討すべき事項というのものも、その視点を幾つか整理して、材料をまとめたものです。これはまだ途中段階なんです。今日時間があれば少しご紹介したかったんですけれども、これにつきましては、随時まとめて事前に委員の先生方にお届けしようかと思っております。1月29日には、これにつきましては、引き続きどういうことを取り組んでいくのかというようなご意見をいただきたいなと思っております。

○F臨時委員　考え方は原案でほぼいいと思うんですけれども、時間がありませんので、後でペーパーを出しますので議論してもらえれば幸いです。(※)

○委員長　そういうことで、いろいろご意見は各委員の方々から事務局に積極的にお申し出いただければと思いますが、一応、これで本日の議事は終わりにしたいと思うんですが、審議官もしくは課長から何か一言あるようでしたらよろしく願いいたします。

○公園緑地課長　どうも長時間にわたりまして、ありがとうございました。今、ご説明しましたように、とりあえず次回の小委員会で、重点計画などに関係します基本的なところにつきまして、基本的なご了解をいただけたらと思います。さらに小委員会としての報告につきましては、5月ごろを目途に「中間とりまとめ」ということで、とりまとめていけたらと思っております。そこで残された課題につきまして、引き続きまた部会報告以

降に、お忙しいところ大変恐縮ですが、ご審議いただける場を是非お願いしたいと思えます。本日は本当にありがとうございました。

○事務局 以上をもちまして、終わりにしたいと思います。

○委員長 ありがとうございました。

— 了 —

〔(※) F臨時委員の発言時間が委員会内でとれなかったため、以下に掲載します。〕

○F臨時委員 第1点は、計画的に整備・保全・管理を推進すべき「みどり」の対象範囲に「農地」「林地」が位置づけられていることは評価したい。同様に、里山や屋敷林も「みどり」の保全や文化・景観の視点では貴重な「みどり」であり、考慮されたい

第2点は、特に都市における農地は、新鮮で安全な農産物の供給はもとより市民農園や福祉農園等都市住民の情操教育の場としての役割とともに、ヒートアイランド減少の緩和、さらに最近では、災害時の避難場所や仮設住宅の設置等の場所として防災協力農地というかたちで地方公共団体と協定を結ぶ農地も増えてきているなど、多くの役割を担っていることを強く認識いただきたい。

第3点ですが、昨年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」は、農地の確保目標を470万㌦から、450万㌦へ下方修正したうえで、食料自給率45%を目指すという大変厳しい状況にあり、特に、都市における農地は、減少に歯止めがかからないのが現状である。

第4点はしたがって、検討を進めるにあたっては、単に市町村等に裁量権を移譲するやり方だけでなく、農地の確保、景観の維持、秩序ある街づくり等の観点から国として政策的に明確な方針を示し、規制するべきは規制するといった姿勢が不可欠であると考えてるので、推進にあたっては、関係省庁との横断的な取り組みを行ってほしい。